

## 21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分	
		前年からの 繰越未決	本 年 起 訴	計	有 罪					懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の 人 員	有罪に係る人員及び金額			
					有	罪	無	罪	公 訴 権 減 未 決		罰 金			
											人 員	金 額		
		件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円			
申告所得税	外													申告所得税
	内	7	10	17	10	1	-	6	11	14	167,500			
法人税	外													法人税
	内	18	34	52	32	-	-	20	32	32	813,000			
その他	外													その他
	内	1	3	4	2	-	-	2	2	2	39,000			
合 計	外													合 計
	内	26	47	73	44	1	-	28	45	48	1,019,500			

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における事績を示した。

- (注)
- 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
  - 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
  - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。



## 22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分			酒 税						揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分			
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒製造者	酒販売業者														酒製造者	酒販売業者
要件 処 理 数	前年度から未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から未済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	2	2	/	2	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏		告 発
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 公 訴 分 権 消 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 公 訴 分 権 消 前 減		
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	-	-	千円	千円	/	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額	外	-	-	110	110	/	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額		

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理の状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分							
要件処理数	前年度から未済の繰越処理		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から未済の繰越処理	要件処理数	
	検挙		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	検挙		
処理済件数	通告処分		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告処分	処理済件数	
	告発	取税官吏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取税官吏		告発
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
	通知処分		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不告発		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
	処分権消滅		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権消滅		
本年度未済件数			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数			
犯則に係る額			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額			
通告処分相当額			-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	通告処分相当額			

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行の状況

区 分	酒 税																	合 計	区 分	
	免 許 者		非免許者		揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税							
	酒類等製造者	酒類販売業者	件	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		通告処分
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		計
履行等件数	通告不る履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不る履行発	履行等件数
	通告権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告権消滅	
	通告履行	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告履行	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	計	
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	
通告履行罰科金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額
相	外	-	-	110	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	相	

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非 免 許 者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の								
	酒 類 製 造 者			酒 母、も ろ み 製 造 者			酒 類 卸 売 業 者			酒 類 小 売 業 者																	
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	20,738	-	-	2	20,738	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	20,738	-	-	2	20,738	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。  
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
 3 外書きの括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第25条第3号	-	第29条第3号	-
第28条第4号	-			第29条第4号	-	第25条第4号	-	第29条第4号	-
第28条第5号	-			第29条第5号	-	第25条第5号	-	第29条第5号	-
第28条第6号	-			第29条第6号	-	第25条第6号	-	第29条第6号	-
第28条第7号	-			第29条第7号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
第21条第1項第2号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
		第23条第2号	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
		第23条第3号	-	第21条第3号	-		
		第23条第4号	-				
		第23条第5号	-				
		第24条第1号	-				
		第24条第2号	-				
		第24条第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。